

## 住民自治組織の活性化等に関する要望

住民自治組織の活性化を図るため、国は、次の事項について、適切かつ積極的な措置を講じられたい。

1. コミュニティ活動の拠点施設の整備について、財政措置を講じるとともに、国所有の空き施設をコミュニティ活動に活用できるよう、適切な措置を講じること。  
また、住民自治組織の諸活動に対し財政措置を講じること。
2. 地域の住民団体が指定管理者として公民館施設などを運営する場合は、法人税法における実費弁償の取扱いについて特例を認めること。
3. 自主防災組織等の行政協力団体の活動を円滑に推進するため、行政機関が保有する個人情報の提供を認めるなど、個人情報保護と行政サービスの提供がバランスよく展開できるよう、関係法令の見直しを図ること。
4. 身寄りのない高齢者に係る残余相続財産を、地域に分与して地域福祉の増進に役立てられるよう、必要な改正を行うこと。